

## ◎国会法の一部を改正する法律

(平成二十三年一〇月七日法律第一一一号(衆))

### 一、提案理由(平成二十三年九月二十九日・衆議院本会議)

○小平忠正君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

今般の福島原子力発電所事故は国際原子力事象評価尺度で暫定評価レベル7の最悪の事故であり、早急な事故の収束とともに、再発の防止は至上命題であります。そして、そのためには、客観的な事故原因等の究明が行われることが必要不可欠であり、このことにつきましては世界が注目をしているところであり、

両法律案は、このような認識に基づくものであります。

まず、国会法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、両議院の議院運営委員会の合同協議会を置く等のもので、その主な内容は、次のとおりであります。

### 国会法の一部を改正する法律

第一に、国会に、両院合同協議会を置くこととしております。

第二に、両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会からの要請を受け、国政に関する調査を行うことができることとしております。

第三に、国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこととしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、その日が国会閉会中または衆議院解散中の場合は、次の国会の召集日から起算して十日を経過した日から、施行することとしております。

.....(略).....

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものでございます。

.....(略).....

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

### 二、参議院議院運営委員長報告(平成二十三年九月三〇日)

○鈴木政二君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

## 国会法の一部を改正する法律

二

まず、国会法の一部を改正する法律案は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行う等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を設置するものであります。

委員会におきましては、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案の運用に関し、三項目から成る申合せを行いました。以上、御報告申し上げます。

○申合せ(平成二三年九月二〇日)

本法は、国会が国権の最高機関として、超党派的な見地から今般の原発事故の原因究明等を行うことを目的とするものであることに鑑み、その運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

一 本院所属議員においては、党派的な立場から、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)を政治的に利用し、又はこれに政治的な影響を

与えてはならないこと。

二 事故調査委員会においても、与えられた使命の重大さに鑑み、客観的な原因等の究明に努めるとともに、その調査活動の遂行に当たっては、いささかも政治的中立性に欠けるとの疑念を持たれることのないよう留意すること。

三 事故調査委員会が参考人その他の調査対象者から意見を聴取するに際しては、参考人等の置かれている立場、職務等に十分に配慮し、調査の態様及び頻度等に留意すること。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。